

生駒市条例第18号

生駒市住民基本台帳カード利用条例及び生駒市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年9月26日

生駒市長 山下 真

生駒市住民基本台帳カード利用条例及び生駒市手数料条例の一部を改正する条例

(生駒市住民基本台帳カード利用条例の一部改正)

第1条 生駒市住民基本台帳カード利用条例(平成22年12月生駒市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条中「住民票の写し及び」を「戸籍の全部事項証明書及び個人事項証明書、住民票の写し、戸籍の附票の写し並びに」に改める。

(生駒市手数料条例の一部改正)

第2条 生駒市手数料条例(平成12年3月生駒市条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「同年9月30日」を「平成24年3月31日」に改める。

別表第1の2の2の項中「450円」の次に「(多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、住民基本台帳カードを利用することにより自動的に証明書等を交付するものをいう。以下同じ。))又は窓口専用端末機(住民基本台帳カードを利用することにより証明書等の交付を申請することができる端末機をいう。以下同じ。))による申請に基づく交付にあつては、1通につき250円)」を加え、同表の16の項中「(市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、住民基本台帳カードを利用することにより自動的に証明書等を交付するものをい

う。以下同じ。）」及び「（住民基本台帳カードを利用することにより証明書等の交付を申請することができる端末機をいう。以下同じ。）」を削り、同表の17の項中「200円」の次に「（多機能端末機又は窓口専用端末機による申請に基づく交付にあつては、1通につき150円）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条中生駒市手数料条例附則第5項の改正規定は、公布の日から施行する。